

職員行動基準について

宮崎市の職員が取るべき行動や持つべき意識を定めた、「宮崎市職員行動基準」を策定しました。

1. 策定期間及び運用開始時期

策定日:令和5年 3月16日

運用開始:令和5年 4月 1日

2. 策定目的

2022年5月に策定した、「市役所改革推進ビジョン」に掲げた、経営理念の達成手段である6つの経営方針を更に具体化し、職員が取るべき行動や持つべき意識を定め、職員の意識改革や行動変容を目指すもの。

3. 策定内容

①全庁版行動基準

②部局別行動基準

※職員行動基準は①全庁版行動基準、②部局別行動基準で構成。

4. 策定方法

- ・市役所改革推進ビジョンの6つの経営方針を基に、課長級職員を集めたグループワークにおいて、ビジョン達成に向けた課題を抽出し、全庁版行動基準の素案を作成。
- ・庁内の課題と市民からの意見を踏まえるため、各種職員アンケートや、市民意識調査の結果を分析。
- ・本市コンプライアンス推進参与である、大久保参与とも協議を重ねることで、外部の知見を活用し、「全庁版行動基準」を策定。
- ・その後、全庁版行動基準を基礎として、より具体的で実効性のある取組とするため、各部局の特性を踏まえた「部局別行動基準」を各部局で作成。
- ・3月16日に開催した市役所改革推進委員会で「宮崎市職員行動基準」を確定。

5. 活用方法

職員への周知(市長メッセージ動画配信、各種職員研修での周知)

市ホームページでの公開(全庁版行動基準のみ)

【問い合わせ先】

宮崎市 総務部 市役所改革推進課

電話 44-0373